

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

① 前田道路株式会社	(東京都品川区大崎1-11-3)	[1000013041]
② 大成ロテック株式会社	(東京都新宿区西新宿8-17-1)	[1000007586]
③ 鹿島道路株式会社	(東京都文京区後楽1-7-27)	[1000002719]
④ 大林道路株式会社	(東京都千代田区猿楽町2-8-8)	[1000002008]
⑤ 日本道路株式会社	(東京都港区新橋1-6-5)	[1000010717]
⑥ 世紀東急工業株式会社	(東京都港区芝公園2-9-3)	[1000007153]
⑦ 株式会社ガイアート	(東京都新宿区小川町8-27)	[7000000019]
⑧ 東亜道路工業株式会社	(東京都港区六本木7-3-7)	[7000000079]
⑨ 株式会社NIPPO	(東京都中央区京橋1-19-11)	[7000000100]

2. 資格登録停止措置の期間

- ②の業者
令和元年8月16日～令和元年12月15日(4ヶ月)
- ③④⑦の業者
令和元年8月16日～令和元年10月15日(2ヶ月)
- ①⑤⑥⑧⑨の業者
令和元年8月16日～令和元年9月15日(1ヶ月)

3. 資格登録停止措置の地域

- 地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要

上記有資格業者は共同して、アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意することにより、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた。この行為について、公正取引委員会より令和元年7月30日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、違反業者として公表された。

5. 資格登録停止措置理由

有資格業者である上記の事業者らが、独占禁止法違反により公正取引委員会から違反業者として公表を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。

なお、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者であることが公表されているため、適用事業者については、当該適用の制度がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間を資格停止措置期間とする。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)	発生地域及び影響を受けた地域について当該認定をした日から2月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)